

## 広島県告示第九百八十五号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十八条第二項の規定によって、令和二年広島県告示第千二百九十四号（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の規定による暫定係留区域の指定）第一項第四号で指定した糸崎港地区の暫定係留区域を次のとおり変更し、令和五年七月三十一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年七月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 区域の名称

糸崎港地区

#### 1 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### 2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市糸崎町の国土地理院四等三角点「糸崎小」（北緯三四度二三分二六秒一二〇七、東経一三三度〇六分三四秒四九六一、標高八・二六メートル）

基点一 基準点から一五九度四七分〇八秒の方向三五四・〇二メートルの点

基点二 基点一から一〇七度一七分二秒の方向四一・七九メートルの点

基点三 基点二から一〇七度一七分一三秒の方向六〇・一二メートルの点

#### 二 指定年月日

令和五年七月三十一日